

警報発表時における登下校および休業について

令和2年7月改訂版

揖斐川町教育委員会

	状 況	対 応
警 報 発 表	① 登校前に警報が発表されている場合	・ 自宅で待機する。
	② 家を出た後に警報が発表された場合 (または警報発表を知った場合)	・ 自宅に近い場合は引き返し、学校に近い場合は学校に避難する。
	③ 学校到着後に警報が発表された場合	・ 学校で待機し、状況に応じて適切な処置をとる。
警 報 解 除	① 午前6時00分までに警報が解除された場合	・ 普通どおり授業を行う。
	② 午前6時00分を過ぎてから午前8時までの間に警報が解除された場合	・ 解除後に登校し授業を行う。(給食有)
	③ 午前8時から午前11時までの間に警報が解除された場合	・ 自宅で昼食を済ませて登校し、授業を行う。 <授業開始は午後1時30分～>
	④ 午前11時を過ぎてから警報が解除された場合	・ 臨時休業とする。
そ の 他	<p>① 警報発表時および対応の変更がある場合は、「すぐメール」、音声告知放送で連絡する。</p> <p>② 連絡は、原則6時、8時、11時に実施する。ただし、早期に判断ができる場合や緊急の場合はこの時刻以外にも連絡することがある。</p> <p>③ 警報が発表されていても、明らかに安全が確認できる場合は授業を行うことがある。</p> <p>④ 台風接近の場合、警報が発表されていなくても、警報発表が予想される場合には、気象状況(台風の中心位置、規模、進行速度、方向等)を総合的に判断し、臨時休業や授業の打切りを決定することがある。</p> <p>⑤ 児童生徒が登校後に警報が発表された場合、気象状況・道路や河川の状況等を判断して安全に帰宅させると認められた際には、当日の授業を速やかに中止して下校させることもある。その場合、小・中学校ともに大人が引率して集団等で下校させる。</p> <p>⑥ 児童生徒が安全に帰宅できないと判断される場合は学校で待機させ、場合によっては、学校での保護者等への引き渡し下校とする。</p> <p>⑦ 運用についての必要な事項は校長に委任する。ただし、町教育委員会と十分連携する。</p> <p>⑧ 勤務時間外において暴風雨等で学校施設に被害が予測される場合は、教職員が学校施設内で待機する。</p>	

※警報とは、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報をいい、いずれかの警報が発表された場合に上記の対応をとるものとする。ただし、大雪警報の対応については、各学校・地域によって具体的な対応を行うこととする。

※警報発表時、校長は午前5時45分までに学校で待機することとする。